

## 登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年規則第1号。以下「規則」という。）第4条第1号オの規定により事業者が行う通所型サービスBに要する経費に対し、予算の範囲内において登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金を交付することに関し、登別市補助金等の事務取扱に関する規則（昭和54年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び規則において使用する用語の例による。

(補助対象者)

第3条 登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納しているものであること。
- (2) 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定されるものでないこと。
- (3) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行うものでないこと。
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行うものでないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する通所型サービスBとし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規則第5条第1項に規定する者であって、介護予防ケアマネ

ジメントに基づき支援を行う地域包括支援センターにより当該事業を利用する必要があると認められた者（以下「利用者」という。）に対し、住民等が主体の通いの場（以下「通いの場」という。）において、体操、茶話、レクリエーション等のサービス（以下「サービス」という。）を提供するものとする。

(2) 通いの場を1週間に1回（1回当たりおおむね3時間程度）以上（1か月におおむね4回以上）開催するものとする。ただし、国民の祝日、悪天候、災害その他やむを得ない事由により開催が困難な場合はこの限りではない。

(3) 利用者に対して、介護予防、認知症予防等を目的とした体操（30分以上）を提供するものとする。

(4) 利用者に対して、通いの場への送迎を行うものとする。

(5) 管理者及び体操サポーターを置くものとする。

ア 管理者は、通いの場においてサービスを提供する際に、その場に常駐する者とする。

イ 体操サポーターは、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 理学療法士、健康運動指導士等の資格を有する者

(イ) 高齢者を対象とした体操指導の実績がある者

(ウ) 市の実施する介護予防指導者の養成講座を受講した者

(6) 事業に従事する者（ボランティアを含む。以下「従事者」という。）の清潔の保持及び健康状態の管理のために必要な対策を講じるものとする。

(7) 従事者又は従事者であったものが、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じるものとする。

(8) 利用者に対するサービスの提供及び利用者の送迎による事故等に備え、あらかじめ傷害保険、賠償責任保険等に加入するものとする。

(9) 利用者に対するサービスの提供及び利用者の送迎により事故等が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者の介護予防ケアマネジメントに基づき支援を行う地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(10) 前号の事故等の状況及び事故等に際して対応した処置について記録するものとする。

(11) 利用者に対するサービスの提供及び利用者の送迎により賠

償すべき事故等が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

- (12) 前3号に規定する措置を講じる旨及びその方法をあらかじめ定めるものとする。

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる期間（以下「補助対象期間」という。）は、事業を開始する日が属する月から36月以内とする。

2 補助対象事業を行うための準備期間については、補助対象期間の月数としてみなさないものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 人件費（サービス利用の調整等を行う従事者（ボランティアを除く。）に係る人件費に限る。）
  - (2) 報償費（外部講師に係る報償費に限る。1時間につき11,300円を上限とする。）
  - (3) 旅費（従事者の旅費は、1人1回500円を上限とする。）
  - (4) 消耗品費（利用者個人の直接的な利益となるものは除く。）
  - (5) 備品購入費（単価が10万円を超える備品及び施設の整備に係る備品は除く。）
  - (6) 印刷製本費
  - (7) 通信運搬費（郵便切手及びはがきの購入に係る経費に限る。）
  - (8) 保険料（利用者の送迎に係る車両の自動車保険及びサービスを提供する物件の家財保険（火災保険）は除く。）
  - (9) 使用料、賃借料（利用者の送迎に係る車両及びサービスを提供する物件に係る経費に限る。）
- 2 前項の規定に関わらず、他の事業や個人の経費と明確に区別できない経費及び登別市その他の団体から補助金を受けている経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の全額（利用者から補助対象経費と同一の経費に係る負担金等を徴収しているときは、当該徴収している金額を控除して得た額）とし、次の各号に掲げる金額の合計を1月当たりの限度額とする。ただし、申請状況によっては、補助金額を調整し、毎年度予算の範囲内において交付する。

- (1) 活動に対する補助 1月当たりの延べ利用者数に応じて次の表に掲げる金額を補助する。

1月当たりの延べ利用者数	補助限度額	1月当たりの延べ利用者数	補助限度額
1～4人	12,000円	65～68人	63,000円
5～16人	24,000円	69～72人	66,000円
17～20人	27,000円	73～76人	69,000円
21～24人	30,000円	77～80人	72,000円
25～28人	33,000円	81～84人	75,000円
29～32人	36,000円	85～88人	78,000円
33～36人	39,000円	89～92人	81,000円
37～40人	42,000円	93～96人	84,000円
41～44人	45,000円	97～100人	87,000円
45～48人	48,000円	101～104人	90,000円
49～52人	51,000円	105～108人	93,000円
53～56人	54,000円	109～112人	96,000円
57～60人	57,000円	113～116人	99,000円
61～64人	60,000円	117人以上	100,000円

注 1月当たりの延べ利用者数の算出において、同一利用者は4人を上限とする。

- (2) 送迎に対する補助 利用者の送迎を行った場合、1回（往復）の送迎に対し500円を補助する。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 登別市通所型サービスB実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 登別市通所型サービスB収支計画書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象期間が翌年度以降に渡る場合において、翌年度以降も継続して補助金の交付を受けようとするときは、継続して補助金を受けようとする年度の4月末日までに登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付申請書（継続）（別記様式第5号）に

関係書類を添え、市長に申請するものとする。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の交付の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付決定通知書（別記様式第6号）により、適当でないと認めるときは登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第7号）により申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更、中止又は休止しようとするときは、登別市介護予防・生活支援サービス事業（変更・中止・休止）承認申請書（別記様式第8号）により市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、登別市介護予防・生活支援サービス事業（変更・中止・休止）承認通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けるものとする。

(交付決定額の変更)

第11条 交付決定者は、補助対象経費の額に変更がある場合、第14条に規定する実績報告にあわせて、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金変更交付申請書（別記様式第10号）に関係書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金変更交付決定通知書（別記様式第11号）により申請者に通知するものとする。

(実施報告)

第12条 交付決定者は、補助対象事業を実施した月の翌月5日までに、登別市通所型サービスB実施報告書（別記様式第12号）及び登別市通所型サービスB利用者名簿（別記様式第13号）を提出しなければならない。ただし、3月に補助対象事業を実施し

た場合は、当月末までに提出するものとする。

(補助金の請求)

第13条 交付決定者は、補助対象期間のうち次の各号に定める期間（以下「交付対象期間」という。）ごとに、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付請求書（別記様式第14号）に関係書類を添え、交付対象期間の最終月の翌月10日までに市長に補助金の交付を請求するものとする。ただし、次の各号に掲げる交付対象期間のうち第4号に規定する交付対象期間については、3月末日までに請求するものとする。

- (1) 4月から6月
- (2) 7月から9月
- (3) 10月から12月
- (4) 1月から3月

2 市長は、前項の請求が適当と認める場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第14条 交付決定者は、補助対象事業の完了の日から30日以内又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金実績報告書（別記様式第15号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告するものとする。

- (1) 収支決算書（別記様式第16号）
- (2) 補助対象経費が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の額を確定し、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金額確定通知書（別記様式第17号）により交付決定者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
- (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

(書類の整備)

第16条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(資質の向上)

第17条 補助金の交付を受けた者は、従事者の資質の確保・向上のために、必要に応じて、研修等の機会の確保に努めるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則 (平成30年告示第61号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年告示第112号)

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業実施期間

事業の実施日（予定） 年 月 日  
事業の完了日（予定） 年 月 日

2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助対象事業に要する経費 円  
交付申請額 円

3 添付関係書類

- (1) 登別市通所型サービス B 実施計画書（別記様式第2号）
- (2) 登別市通所型サービス B 収支計画書（別記様式第3号）
- (3) 誓約書（別記様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類



登別市通所型サービス B 実施計画書

年 月 日

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

1 基本情報

氏名又は名称及び代表者名		
連絡先	電話番号	
	FAX 番号	
	E メールアドレス	
管理者連絡先 (上記と異なる場合)	管理者氏名	
	電話番号	

2 事業の概要

事業の目的	
事業の内容 (サービスの内容等)	
サービスの利用にあたっての留意点	

3 事業の運営について

活動回数		活動日／ 活動時間	
従事者数	想定数 人		
利用対象者 受入人数	想定数 人	一般の利用者 の有無	
送迎の有無			
送迎可能な範囲			
利用料	円／回	利用料以外の実費負担等の内容	
主な活動場所	地区		
	名称		
	所在地		
	使用条件等	<input type="checkbox"/> 有償会場 <input type="checkbox"/> 事業実施者が所有する会場	円／回

4 その他

その他特記事項	
---------	--

別記様式第3号（第8条関係）

登別市通所型サービスB収支計画書

年 月 日

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

1 収入の部 (単位：円)

費目	予算額	備考
収入合計 (A)		

2 支出の部 (単位：円)

費目	予算額	備考
支出合計 (B)		

収入合計 (A)	
支出合計 (B)	
差引残額 (A) - (B)	

誓約書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第3条に規定する要件のいずれにも該当することを誓約いたします。

記

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱

【一部抜粋】

（補助対象者）

第3条 登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、法人であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）補助金の交付を申請する時点において、納期の到来した市税等について完納しているものであること。
- （2）登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年条例第22号）第2条第1号から第3号までに規定されるものでないこと。
- （3）政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は政治活動を目的とした事業を行うものでないこと。
- （4）宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体又は宗教活動を目的とした事業を行うものでないこと。

別記様式第 5 号（第 8 条関係）

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付申請書（継続）

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、  
補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助対象事業実施期間

事業の実施日（予定） 年 月 日  
事業の完了日（予定） 年 月 日

2 補助対象事業に要する経費及び補助金交付申請額

補助対象事業に要する経費 円  
交付申請額 円

3 添付関係書類

- (1) 登別市通所型サービス B 実施計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 登別市通所型サービス B 収支計画書（別記様式第 3 号）
- (3) 誓約書（別記様式第 4 号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定額	円
交付対象期間	年 月 日から 年 月 日まで

【注意事項】

- 1 補助対象事業の完了の日から30日以内又は交付決定の日の属する会計年度の3月末日のいずれか早い日までに、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金実績報告書（別記様式第15号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 2 申請の内容に変更が生じたときは、登別市介護予防・生活支援サービス事業（変更・中止・休止）承認申請書（別記様式第8号）を市長に提出しなければなりません。
- 3 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければなりません。
- 4 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することができます。
  - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
  - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。
- 5 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。

別記様式第7号（第9条関係）

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました標記補助金について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり不交付となりましたので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

別記様式第8号（第9条関係）

登別市介護予防・生活支援サービス事業（変更・中止・休止）承認申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた事業について、事業内容等を（変更・中止・休止）したいので、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 （変更・中止・休止）の理由（具体的に記入してください。）

--

- 2 変更の内容（具体的に記入してください。）

変更前	
変更後	

【添付書類】

- (1) 変更等の内容が確認できる書類の写し
- (2) その他関係書類



別記様式第9号（第10条関係）

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業（変更・中止・休止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金に係る事業内容等の変更について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

記

審査結果	承認・不承認
承認・不承認 の理由	

別記様式第10号（第11関係）

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金変更交付申請書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

年 月 日付け登 第 号で交付決定通知のあった標記補助金を次のとおり変更したいので、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金等交付申請額 金 円  
(前回までの申請額 金 円)

2 変更の理由及び内容

【添付書類】

- (1) 金額や内容等の変更内容が確認できる書類の写し
- (2) その他関係書類

登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました標記補助金について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

変更交付決定額	円
---------	---

【注意事項】

- 1 補助対象事業の完了の日から 30 日以内又は交付決定の日の属する会計年度の 3 月末日のいずれか早い日までに、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金実績報告書（別記様式第 1 5 号）に関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。
- 2 この交付決定に関する収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管しなければなりません。
- 3 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消すことがあります。また、補助金を既に交付しているときは、補助金の返還を請求することができます。
  - (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
  - (2) 事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
  - (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
  - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。
- 4 補助対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 5 補助金の請求をするときは、本書の謄本を添付してください。



別記様式第13号（第12条関係）

登別市通所型サービスB利用者名簿

【 月分】

実施団体名					・利用状況（利用○、1月5回以降の利用△、欠席×、利用中止ー） ・送迎状況（有（配車状況①②③）、1月5回以降の送迎△、送迎無×）										担当地域包括 支援センター	
初回利用年月日	氏名	生年月日	性別	介護区分	5月1日		5月8日		5月8日		5月15日		5月22日			延べ利用者数 （○の数）
					利用 状況	送迎 状況	利用 状況	送迎 状況	利用 状況	送迎 状況	利用 状況	送迎 状況	利用 状況	送迎 状況		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
送迎往復回数（△は除く）																

活動費補助上限額	円
送迎補助対象額	円

延べ利用者数 計	
送迎往復回数 計	

別記様式第14号（第13条関係）

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付請求書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第13条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1 対象期間 \_\_\_\_\_ 月分から \_\_\_\_\_ 月分まで

2 請求金額 \_\_\_\_\_ 円

3 関係書類

- (1) 登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付決定通知書の写し
- (2) 補助対象経費が確認できる書類（領収書等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 振込先

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 組合								本店 支店 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号							
フリガナ									
名義人									

別記様式第15号（第14条関係）

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金実績報告書

年 月 日

登別市長 様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

年 月 日付け登 第 号で交付決定を受けた登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 補助対象事業に要する経費 円
- 2 交付決定額 円
- 3 関係書類
  - (1) 収支決算書（別記様式第16号）
  - (2) 補助対象経費が確認できる書類
  - (3) その他市長が必要と認める書類

収支決算書

年 月 日

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 印

1 収入の部 (単位：円)

費目	予算額	備考
収入合計 (A)		

2 支出の部 (単位：円)

費目	予算額	備考
支出合計 (B)		

収入合計 (A)	
支出合計 (B)	
差引残額 (A) - (B)	



登 第 号  
年 月 日

住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者名 様

登別市長 印

登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告を受けた登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金について、登別市介護予防・生活支援サービス事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり補助金額が確定しましたので通知します。

記

確定補助金額	円
--------	---

【注意事項】

次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金の交付を受けた者に補助金の返還を求められます。

- (1) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (2) 事業の施行方法等が不相当と認められるとき。
- (3) 申請等に不正の行為があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。